

昭和52年度厚生省予算について

岡 光 序 治

昭和52年度予算については、本年1月20日に概算の閣議決定をへて、2月3日、51年度補正予算とともに国会に提出された。そして、3月9日、各種年金、恩給等の改善措置等に関する予算修正について、各党の合意が成立し、政府は、この合意に応じ、一般会計及び特別会計予算について修正を行った。

なお、本予算案の国会審議の進捗状況からいわずの年度内成立は期し難く、4月1日から同月16日までの間の暫定予算を編成することとなった。一般会計歳出予算の総額は、16,443億円で厚生省所管分は1,029億円である。内容的には、暫定予算期間中における人件費、事務費等の経常的経費のほか、既定施策に係る経費について行政運営上必要最少限の金額を計上し、また、新規の施策に係る経費は原則として計上していない。ただし、社会政策上等の配慮から生活扶助基準等の引上げ、社会福祉施設入所者の生活費等の引上げは例外的に行うこととしている。

以下、本予算案について、予算編成の経緯、基本方針、厚生省予算の内容等について、その概要を説明する。

1 予算編成の背景及び経緯

(1) 財政の課題

52年度財政は、2つの課題を担っている。1つは、財政の健全化に努めることであり、2つは、景気の確実かつ持続的な回復と国民生活の安定を図ることである。

わが国財政は、50年度以降、特例公債を含む多額の公債収入に依存している状況にある。これは、景気の落込みにより、歳入面で租税収入が大幅な減少を来し、その後の自然増収も高度成長期当時の大幅な伸びを期待できず、反面、歳出面で景気の回復と国民生活の安定に資するために必要な財政支出は確保する必要があったことによるものである。そして、現状では、歳入の約3割を公債金収入により賄うという諸外国にも例をみない事態に立ち至っている。今後ともこのような大量の公債発行が続くようなことがあれば、国債費の増嵩等により財政が硬直化し財政の機動的運営が困難となるのみならず、その資源配分機能も阻害されるおそれがあるほか、将来の

世代の負担増加、民間資金需要の圧迫、インフレ要因の持ち込み等の危険をはらむこととなる。したがって、財政の健全化に全力を傾ける必要があるわけである。

また、最近のわが国の経済をみると、景気は51年1～3月に大幅な伸びを示したあと、同年春以降の回復テンポが緩慢となっており、しかもその回復状況は、業種・地域により跛行性がみられ、雇用面の改善のおくれ、倒産の増加等の摩擦的現象も生じている。

このような情勢にかんがみ、政府は昨年1月、公共事業等の執行促進等、いわゆる7項目の措置を講ずることとし、さらにその効果を一層確実にするため、本年1月に公共事業関係費の追加等を内容とする51年度補正予算を提出したのである。しかし、「景気は依然として緩慢な回復にとどまっている」（2月8日の月例経済報告）状況にあり、財政としても、均衡のとれた景気の回復に資することを目指して必要な措置を講ずることとしているところである。

52年度財政は、この2つの課題の同時達成を目指しており、予算もこれを主眼として編成された次第である。

(2) 概算要求

各省庁は8月31日までに概算要求を提出することとなっているが、36年度以降概算要求につきシーリングを設定しており、52年度の場合は特に厳しく圧縮することとされ「昭和51年度予算における一般行政経費の予算額の10%増に相当する金額とその他の経費の予算額の15%増に相当する金額との合計額（各種年金についての前年度制度改正の平年度化増は、これを加算する。）の範囲内とする」（51年7月31日閣議了解）こととされた。

厚生省の場合、一般行政経費の10%増に相当する金額とその他の経費の15%増に相当する金額の合計額で14.9%になり、これに各種年金の制度改正に伴う平年度化増経費（6.9%）を加算して、21.8%のシーリングが設定された。なお、概算要求の総額では51年度予算額に対し18.7%の増、国債費を除く一般所管分では16.0%の増、各種年金の制度改正に伴う平年度化増を除くと14.2%の増となっている。

このように厳しい要求枠を設定するとともに、先の閣

議了解では「各省庁においては、上記の金額の範囲内で施策の優先順位の厳しい選択を行い、既定施策についても、制度面を含めその見直しを行うとともに、経費の重点化、合理化を図り、極力経費の増加の抑制に努める」ものとされた。

厚生省予算もこの閣議了解の線に沿いつつ、しかし一方で、社会保障制度は、国民生活の安定のため必須の制度であり、いかなる経済、財政状況下にあっても着実に充実発展されるべき性格を有するものであることをも配慮して、事業量の増大など量的拡大を志向することを改め、真に施策を必要とする分野に重点的・効率的で、かつ、きめ細い配慮を行い施策の質的向上を図ることに主眼をおいて概算要求を行った。

(3) 予算編成過程における主要検討事項

概算要求後、大蔵原案の提出が本年1月13日に行われるまでの間、予算編成をめぐる主要な問題点は(i)予算規模(ii)公債発行額及び公債依存度(iii)財政の改善合理化と財源の重点的配分(iv)公共事業関係費の拡充の事項であった。予算規模については地方交付税交付金及び国債費が双方とも大幅な増加となりこれらだけで全体の予算規模を6~7%押し上げることが見込まれる一方、概算要求総額は20%に近い伸びとなっており、予算規模の圧縮にはかなりの困難が予想されたが、他方で、財政の健全化の推進のため、予算規模の抑制が必要とされた。規模の設定に当たっては多面的検討が行われたわけである。

また、公債発行額及び公債依存度については歳入面で税収の大幅な自然増は見込みえず、また現下の経済情勢から一般的増税は適当でない状況にあり、ある程度の公債に依存せざるを得ない反面、公債、とくに特例公債の圧縮と公債依存度の引下げを図り財政の健全化に踏み出す必要があった。

そのほか、租税、公共料金等の負担水準の適正化並びに歳出予算の節減に努める必要があった一方で、公共事業関係費の規模については拡充する方針で検討が進められたのである。

(4) 52年度の経済見通しと経済運営の基本的態度

52年度予算の編成の前提となる「昭和52年度の経済見通しと経済運営の基本的態度」については、2月3日の閣議において正式の決定をみた。52年度の経済運営の基本的態度としては「適切かつ機動的な政策運用により、物価の一層の安定化を図りつつ、経済に活力を与え、経済の先行きに対する信頼を呼び戻すことにより、景気の回復を一層着実かつ持続的なものとし、これにより雇用の安定等なお残された問題への対応を図る。……第1の

課題は、均衡のとれた需要の拡大を通じて景気の回復をさらに着実かつ持続的なものとし、雇用の安定を図ることである。このため、……財政面においても、財政健全化の基本方針に即しつつ、特に需要創出効果が大きく、かつ、国民生活の充実と経済社会の基盤整備に役立つ公共事業等に重点をおくものとする。……第2の課題は、物価の安定化の傾向を一層確実なものとする……」であるとしている。

(5) 予算編成方針

「昭和52年度予算編成方針」は、以上を背景としつつ、1月11日閣議決定をみた。

これによると、52年度予算及び財政投融资計画は、国民生活の安定と経済の着実な成長に資するとともに、財政の健全化を推進することを基本として、次のような方針で編成することとされている。

- ア. 一般会計予算及び財政投融资計画の規模は、財政体質の改善を図りつつ、景気の着実な回復に資するよう、適度なものとする。
- イ. 公債依存度を前年度より引き下げることとし、公債の発行額は8兆4,800億円とする。また、政府保証債の発行額は9,700億円とする。
- ウ. 税制については、最近における社会経済情勢に顧み、所得税及び住民税について約4,300億円の減税を行う一方、利子・配当課税の特例を初めとする租税特別措置の整理合理化、交際費課税の強化を行うとともに、印紙税及び登録免許税等について所要の増収措置を講ずる。
- エ. 財政の健全化を推進するとともに、財源の重点的かつ効率的配分を行う。このため、
 - (ア) 景気の着実な回復に資するため、生活環境施設の整備を図る等、公共事業関係費の充実に努める。
 - (イ) 一般行政経費等については、厳に抑制する。新規施策は既定の経費・制度の整理合理化によって捻出する財源によって賄うよう努めるとともに、後年度において財政負担の増加をもたらすような措置は原則として採らないこととする。
 - (ウ) 各省庁の部局及び特殊法人の新設は行わない。
 - (エ) 国家公務員の定員については、新たに策定された計画により定員削減を行うとともに、真に必要な新規行政需要も極力振替えによって対処する。
 - (オ) 補助金等については、全体について洗い直し、廃止、減額等の整理合理化を行う。
 - (カ) 地方公共団体の負担又はその職員数の増加を伴う施策は厳に抑制する。

(※) 公共料金等受益者負担及び社会保険料の適正化を図り、合理的な費用負担の確保を図る。

ホ. 予算及び財政投融资計画の執行に当っては、経済情勢の推移に即応して機動的に対処しうるよう弾力的運用を図る。

2 52年度予算の概要

(1) 予算規模

一般会計予算の規模は、28兆5,143億円で、51年度予算額に対し4兆2,183億円(17.4%)の増加となっている。

この一般会計予算の規模を国民総生産と対比すると表1のようになる。

表1 予算規模と国民総生産の対比

	一般会計(A) (億円)	国民総生産(B) (億円)	(A)/(B) (%)
51年度	242,960	1,696,000	14.3
52年度	285,143	1,928,500	14.8
52年度の対前年度 伸率(%)	17.4	13.7	

(注) 51年度及び52年度の国民総生産は、52年度政府経済見通しによる。

(2) 一般会計歳出予算の概要

52年度予算の対前年度伸率は17.4%であるが、当然増によって大幅に伸びている国債費及び地方財政関係費を除くと13.6%(前年度18.1%)。これから政策的に増額をした公共事業関係費を除くと11.8%(前年度17.4%)となっている。

内容的には、全体として従来以上に厳しい節減が図られている。すなわち、一般行政経費について節約しており(対前年度伸率7.7%)、各省庁の部局及び特殊法人の新設は一切なし、国家公務員の定員については第4次定員削減計画に基づき削減し、補助金についても全体として洗い直しを行い総額702億円の整理合理化が行われた。

なお、この予算案は上述したように政府修正を行っているが、内容的には、(1)各種年金、恩給等の改善実施時期の繰上げ措置のための所要額570億円、(2)生活保護費等に関する措置のための所要額64億円、合計634億円を修正増加するとともに、この財源に充てるため、予備費634億円を修正減少するものである。したがって、修正後の一般会計予算の規模は、修正前と同額である。

52年度予算(修正後)を表2により主要経費別にみると、社会保障関係費については、51年度予算額に対し8,843億円(18.4%)増の56,919億円を計上している。社会保障関係費の一般会計予算総額に占める割合は、51年度当

予算の19.8%から20.0%に上昇している。なお、社会保障関係費の推移は、表3のとおりである。

表2 昭和52年度一般会計歳出予算主要経費別分類
(単位 千円)

事 項	51年度予算額	改52年度予算額	前年度 伸び率 (%)
社会保障関係費	4,807,631,514	5,691,918,789	18.4
文教及び科学振興費	3,029,238,861	3,430,104,920	13.2
国債費	1,664,675,366	2,348,661,092	41.1
恩給関係費	987,715,952	1,162,042,873	17.6
地方財政関係費	3,942,244,966	4,932,616,591	25.1
防衛関係費	1,512,350,596	1,690,613,325	11.8
公共事業関係費	3,527,248,000	4,281,048,000	21.4
経済協力費	196,873,635	210,862,736	7.1
中小企業対策費	148,459,207	172,868,838	16.4
食糧管理費	908,795,923	828,846,929	△0.09
その他の事項経費	3,120,777,427	3,478,121,313	11.5
公共事業等予備費	150,000,000	0	
予備費	300,000,000	286,564,739	△0.05
合 計	24,296,011,447	28,514,270,145	17.4

公共事業関係費については、大幅に拡充することとし、51年度予算に対し7,538億円(21.4%)増の42,810億円を計上している。また、その配分に当っては、住宅、下水道、環境衛生施設等のほか、治山治水等の国土保全施設、農業基盤等に重点をおくこととし、さらに、治山、治水及び漁港整備の3事業について、それぞれ52年度を初年度とする長期計画を策定することとしている。なお、下水道環境衛生等施設整備事業については、51年度予算額に対し1,235億円(33.2%)増の4,949億円を計上して、上下水道、廃棄物処理施設、公園の整備等を行うこととしている。

地方財政対策としては、地方交付税交付金について、国税=税収入の32%に相当する額に、50年度の地方交付税の精算追加額及び過年度の特例措置に係る調整額を加算した46,221億円を計上するほか、52年度の特例措置として臨時地方特例交付金1,557億円を計上するとともに、交付税及び譲与税配付金特別会計において資金運用部資金9,400億円の借入れ等を行うこととし、これらにより、地方団体に交付すべき地方交付税交付金の総額は、51年度予算額に対し10%増の57,055億円を確保することとしている。

また、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金等の利子は、一般会計が肩代りして支払うこととし、1,548億円を同特別会計へ繰り入れることとしている。

(3) 厚生省予算の概要

52年度の厚生省所管一般会計予算は56,258億円で、前

表 3 社会保障関係予算額調

区 分	47						48						49					
	当			補正後			当			補正後			当			補正後		
	予算額	構成比	対前年度 当初	対前年度 補正後	予算額	構成比	予算額	構成比	対前年度 当初	対前年度 補正後	予算額	構成比	予算額	構成比	対前年度 当初	対前年度 補正後	予算額	構成比
総予算額	11,467,681	100.0	21.8	18.7	12,118,949	100.0	14,284,073	100.0	24.6	17.9	15,272,617	100.0	17,099,430	100.0	19.7	12.0	19,198,131	100.0
社会保障関係費	1,642,240	14.3	22.1	20.5	1,682,913	13.9	2,115,412	14.8	28.8	25.7	2,220,453	14.5	2,891,854	16.9	36.7	30.2	3,129,709	16.3
1.生活保護費	310,045	2.7	23.9	23.8	310,744	2.6	355,548	2.5	14.7	14.4	358,446	2.4	443,015	2.6	24.6	23.6	462,400	2.4
2.社会福祉費	195,485	1.7	37.4	29.8	209,318	1.7	322,913	2.3	65.2	54.3	357,410	2.3	431,781	2.5	33.7	20.8	492,208	2.6
3.社会保険費	848,233	7.4	20.8	20.4	861,110	7.1	1,119,903	7.8	32.0	30.1	1,165,881	7.6	1,659,649	9.7	48.2	42.4	1,776,093	9.2
4.保健衛生対策費	181,571	1.6	13.4	9.6	194,838	1.6	199,825	1.4	10.1	2.6	214,059	1.4	217,895	1.3	9.0	1.8	254,200	1.3
5.失業対策費	106,906	0.9	18.9	17.0	106,903	0.9	117,223	0.8	9.7	9.7	124,657	0.8	139,514	0.8	19.0	11.9	144,808	0.8
厚生省予算額	1,597,456	13.9	23.0	21.3	1,645,365	13.6	2,093,002	14.7	31.0	27.2	2,191,377	14.4	2,868,294	16.8	37.0	30.9	3,104,458	16.2

区 分	50						51						52					
	当			補正後			当			補正後			当			補正後		
	予算額	構成比	対前年度 当初	対前年度 補正後	予算額	構成比	予算額	構成比	対前年度 当初	対前年度 補正後	予算額	構成比	予算額	構成比	対前年度 当初	対前年度 補正後	予算額	社会保障関係費 の構成比
総予算額	21,288,800	100.0	24.5	10.9	20,837,158	100.0	24,296,011	100.0	14.1	16.6	24,650,235	100.0	28,514,270	100.0	17.4	15.7		%
社会保障関係費	3,028,154	14.5	35.8	25.5	4,032,248	19.4	4,907,631	19.8	22.4	19.2	4,929,288	19.6	5,691,919	20.0	19.4	17.7		100.0
1.生活保護費	534,747	2.5	20.7	15.6	536,971	2.6	633,168	2.6	18.4	17.9	634,480	2.6	722,698	2.5	14.1	13.9		12.7
2.社会福祉費	617,753	2.9	43.1	25.5	642,431	3.1	787,785	3.2	27.5	22.6	793,773	3.2	957,943	3.4	21.6	20.7		16.9
3.社会保険費	2,327,687	11.0	40.3	31.1	2,343,745	11.3	2,836,859	11.7	21.9	21.0	2,847,217	11.6	3,406,237	12.0	20.1	19.6		59.8
4.保健衛生対策費	273,829	1.3	25.7	7.7	279,593	1.3	296,161	1.2	8.2	5.9	300,009	1.2	324,310	1.1	9.5	8.1		5.7
5.失業対策費	174,138	0.8	24.8	20.3	229,508	1.1	253,658	1.1	45.7	10.5	253,809	1.0	280,730	1.0	10.7	10.6		4.9
厚生省予算額	3,906,729	18.4	36.2	25.8	3,963,402	19.0	4,739,190	19.5	21.3	19.6	4,763,272	19.3	5,625,758	19.7	18.7	18.1		

年度当初予算に比し8,866億円の増、18.7%の伸びとなっている（予算額の推移については表4参照）。差引増額8,866億円の内訳は、自然増5,164億円、平年度化増1,512億円、政策増2,190億円である。

本年度予算の特徴の1つは、前述のとおり、国債費及び地方交付税交付金等の地方財政関係費が大幅に増加して他の予算の伸びの圧縮要因となっている点である。すなわち、51年度においては国債費は増加したものの地方財政関係費はむしろ50年度対比でマイナスの伸びとなり国債費の増加分を相殺するに近い状況にあったのに対し、52年度予算においては国債費が41.1%、地方財政関係費が25.1%と伸び、両者の増加分が16,774億円に達し、これだけで予算全体を約7%押し上げる結果となっている。このため、予算総額から国債費及び地方財政関係費を除いたその他の経費は対前年度伸び率で13.6%（ちなみに51年度予算においては18.1%）にとどまっている。こうしたなかで、厚生省予算は18.7%と伸びたわけだが、このことは本年度予算は景気浮揚のための公共事業関係費と国民生活の安定・向上のための社会保障関係費とを二

本柱として編成されたことを示しているといえよう。このように残された財源の多くを社会保障関係費に配分した結果、厚生省予算は全体の19.7%を占め、51年度当初予算が全体に占める割合よりも高くなっている。

厚生省予算の内容としては、医療費と所得保障関係費が全体の80.5%を占めているが、この構成割合は過去数年間ほとんど変化していない。ただ、年金制度の成熟度が進むに従い、次第に所得保障関係費の占める割合が増加する傾向にある（表5参照）。

また、事項別の予算額のベスト・スリーは、(1)国民健康保険助成費14,704億円（全体の26.1%）、(2)国民年金国庫負担金11,030億円（19.6%）、(3)社会保険国庫負担金7,334億円（13.0%）であり、51年度予算の場合と比較すると、3位が生活保護費と入れ替わっている。社会保険国庫負担金に着目すると、この事項は厚生保険保険給付費（年金）、健康保険国庫負担金保険び船員保険から成っているが、52年度においてはじめて厚生保険保険給付費が健康保険国庫負担金を上回っており、年金の自然増圧力が次第に増し始めた姿を見ることができる。

表4 厚生省予算額等の推移

年 度	一 般 会 計 予 算 額		社 会 保 障 関 係 費			厚 生 省 予 算 額		
	当初予算額	対前年度伸率	当初予算額	対前年度伸率	一般会計予算額中に占める割合	当初予算額	対前年度伸率	一般会計予算額中に占める割合
	億円	%	億円	%	%	億円	%	%
47	114,677	21.8	16,422	22.1	14.3	15,975	23.0	13.9
48	142,841	24.6	21,154	28.8	14.8	20,930	31.0	14.7
49	170,994	19.7	28,919	36.7	16.9	28,683	37.0	16.8
50	212,888	24.5	39,282	35.8	18.5	39,067	36.2	18.4
51	242,960	14.1	48,076	22.4	19.8	47,392	21.3	19.5
52	285,143	17.4	56,919	18.4	20.0	56,258	18.7	19.7

表5 医療費及び所得保障予算額調

(単位 億円)

区 分	50年度予算額 (1)	51年度予算額 (2)	差引増△減額 (2)-(1)=(3)	伸 率 (2)/(1)=(4)	52年度予算額 (5)	差引増△減額 (5)-(2)=(6)	伸 率 (5)/(2)
一般会計予算総額	212,888	242,960	30,072	114.1	285,143	42,183	117.4
厚生省予算額(A)	39,067	47,392	8,325	121.3	56,258	8,866	118.7
医 療 費(B)	18,741	22,501	3,760	120.1	25,680	3,179	114.1
所 得 保 障(C)	12,453	15,451	2,998	124.1	19,482	4,031	126.1
そ の 他	7,873	9,440	1,567	119.9	11,096	1,656	117.5
医療費の構成割合 (B)/(A)	48.0%	47.5%			45.9%		
所得保障の構成割合 (C)/(A)	31.9	32.6			34.6		

3 厚生省所管一般会計予算の主要事項

厚生省所管一般会計予算の主要経費は、表6のとおりである。以下、その重要事項について述べる。

表 6 昭和52年度厚生省関係予算額調

(単位: 百万円)

区 分	51年度予算額	52年度予算額	対前年度伸率	構 成 比 ⁽¹⁾	構 成 比 ⁽²⁾
一 般 会 計 総 予 算 額	24,296,011	28,514,270	17.4%	100.0%	%
01 (社 会 保 障 関 係 費)	4,538,975	5,388,899	18.7	18.9	
02 生 活 保 護 費	633,168	722,698	14.1	2.5	12.8
03 社 会 福 祉 費	787,785	957,943	21.6	3.4	17.0
04 社 会 保 険 費	2,822,371	3,384,597	19.9	11.9	60.2
05 保 健 衛 生 対 策 費	295,651	323,661	9.5	1.1	5.8
10 (文 教 及 び 科 学 振 興 費)					
13 科 学 技 術 振 興 費	15,233	14,909	△ 2.1	0.1	0.3
25 (恩 給 関 係 費)					
29 遺 族 及 び 留 守 家 族 等 援 護 費	81,383	95,984	17.9	0.3	1.7
40 (公 共 事 業 関 係 費)					
45 下 水 道 環 境 衛 生 等 施 設 整 備 費	70,576	89,355	26.6	0.3	1.6
50 経 済 協 力 費	3,018	3,170	5.0	0.0	0.1
95 そ の 他 の 事 項 経 費	30,005	33,441	11.5	0.1	0.5
厚 生 省 予 算 額	4,739,190	5,625,758	18.7	19.7	100.0

(1) 生活保護費

生活保護費の内訳は、表7のとおりである。

表 7 生活保護費

	52 年 度	51 年 度
	千円	千円
保 護 費	705,870,736	622,347,481
生 活 扶 助	246,539,827	199,819,553
住 宅 扶 助	28,785,622	23,349,962
教 育 扶 助	9,696,624	7,476,600
医 療 扶 助	423,469,543	390,460,747
そ の 他	1,612,713	1,240,619
保護施設事務費	9,653,976	8,029,822
指導監査職員設置費	1,308,140	1,231,472
法 施 行 事 務 費	1,631,103	1,559,589
計	722,697,548	633,168,364

ア. 生活扶助については、国民の消費動向等を総合勘案し、飲食物費その他の内容改善により扶助基準を12.8%引き上げる。この引上げ率は、52年度における1人当りの個人消費支出の伸び率12.6%をベースに一般家庭との格差是正を勘案して設定されている。この引上げによって、1級地における標準4人世帯(35歳男, 30歳女, 9歳男, 4歳女)の生活扶助基準額は95,114円となり、51年度のそれ84,321円に比し10,793円の増となっている。なお、与野党の合意に応じ社会保障給付の追加による個人消費支出の増大を図るため、予算修正を行い、各種年金、手当等の改善を2ヵ月繰り上げて実施することと歩調を合わせ生活保護世帯に対しても52年度の生活扶助基準等の改善のおおむね2ヵ月分に相当する金額(1級地

1人当たり5,000円)を臨時に支給することとなった。

イ. 教育扶助についても、扶助基準の引上げを行うとともに、最近の実績等を勘案して単価の増等を見込むほか、医療扶助については最近の診療実績等を勘案して単価の増等を見込んでいる。

ウ. 保護施設については、給与改善、職員定数の増加等施設職員の勤務条件の改善等による事務費の増を行う。

主たる改善内容は、次のとおりである。

1. 入学準備金の改定

(1) 小学校 22,000円→23,000円

(2) 中学校 26,000円→27,000円

2. 重度障害者他人介護料の改定

26,000円→28,000円

3. 教育扶助基準の改定

(1) 小学校 1,110円→1,190円

(2) 中学校 2,240円→2,400円

4. 出産扶助基準の改定

43,000円→53,000円

5. 生業扶助基準の改定(技能修得費)

一般基準 15,000円→25,000円

特別基準 30,000円→50,000円

6. 葬祭扶助基準の改定

44,000円→62,000円

(2) 社会福祉費

社会福祉費の内訳は、表8のとおりである。

なお、生活保護費について述べたとおり、予算修正を行った結果、社会福祉費は29億円の修正増により

表 8 社会福祉費

	52 年 度	51 年 度
	千円	千円
老人福祉費	345,635,536	276,976,081
老人医療費	225,354,350	177,145,875
老人福祉費	3,160,503	2,752,961
老人保護費	117,120,683	97,077,245
身体障害者保護費	22,434,039	19,256,019
児童保護費	386,488,335	331,117,441
児童保護費	373,198,766	319,416,492
措置費	372,356,405	318,697,487
法施行事務費等	842,361	719,005
児童福祉事業費	6,149,732	5,218,418
児童相談所費等	1,032,478	943,706
保母養成所費等	670,474	603,962
特別保育事業費	3,188,419	2,704,867
その他	1,258,361	965,883
母子保健衛生対策費	3,172,582	2,847,657
身体障害児等対策費	2,251,413	2,084,766
家庭児童対策費	1,715,842	1,550,108
児童扶養手当給付諸費	66,109,340	46,261,068
特別児童扶養手当等給付諸費	37,512,071	30,231,823
婦人保護費	1,798,210	1,593,357
社会福祉諸費	17,640,998	15,162,941
社会福祉施設整備費	71,645,975	62,248,623
母子福祉費	2,350,000	2,000,000
国立更生保護所費	3,406,266	2,938,000
計	955,020,770	787,785,353

957,943,445千円に改まった。修正増の内容は、児童扶養手当額、特別児童扶養手当額及び福祉手当額の改定の実施期日を52年10月1日から8月1日に繰り上げるために必要な経費並びに社会福祉施設のうち各種収容施設の入所者の一般生活費として、臨時に1人当たり5,000円を支給するために必要な経費である。

ア 老人福祉費

(ア) 老人医療費の支給については、その支給対象の範囲をめぐり各方面から意見があり予算編成における問題点の1つであったが、結局、福祉年金の所得制限にあわせて、本人については現在の支給率を維持することとして51年度153万円(夫婦の場合)を164万円に改め、扶養義務者については現行の所得制限額876万円(6人世帯の場合)をすえおくこととした。

(イ) 老人保健対策としては、老人健康診査のうち一般健康診査の診査項目を7項目から8項目に拡大し、あわせて、在宅老人の機能回復訓練事業について訓練の場となる施設を132施設から142施設に増加することとしている。

(ロ) 生きがい対策としては、就労あっせん、老人クラ

ブの育成等の施策を進める。

また、家庭奉仕員について奉仕員数及び手当額を拡充するとともに、福祉電話を1,000台増の8,000台に、単価を30,000万円増の80,300円に引き上げるなど在宅サービスの拡充を図ることとしている。

イ 身体障害者保護費

在宅障害者のための地域活動を促進するため地域活動促進事業を拡充する。すなわち、新規に、軽作業や生活相談その他リハビリテーションの拠点作りを年次的に進める在宅障害者社会適応訓練事業を行うこととし、いわゆるメニュー化事業の1つに加えることとしている。

また、身体障害者の体育振興の一環として第2回極東・南太平洋身体障害者スポーツ大会がオーストラリアのパースで開催されるので選手団派遣等に助成を行う。

そのほか、国立リハビリテーションセンターを整備することとし、49年度から年次計画をもって進めている。これは、新宿区戸山周辺の国立の障害者関係の施設をベースにして特定国有財産整備特別会計において整備を進めているもので、都下所沢の旧米軍基地跡地の一部を当てるものである。52年度は体育館、職員宿舎等の整備を行い、あわせて、一般会計で医療部門の設計を進める経費を計上している。

ウ 児童保護費

(ア) 児童の健全育成対策として、児童館の運営費補助について内容改善を図ることとして新たに社会福祉法人立の児童館を補助対象に加えるほか、家庭児童相談室、母親クラブの拡充を行い、あわせて、都市児童健全育成事業を引き続き行う。

(イ) 母子保健対策としては、とくに心身障害児の発生を防止するため、新たに、1歳6ヵ月児の健康診査(これによって、零歳→1歳6ヵ月→3歳と健診体制を体系的に整える)、ガスリー法によるフェニールケトン尿症等の先天性代謝異常の血液検査、危急新生児の集中強化医療を行うための母子緊急医療施設の整備、遺伝相談を中心とする家族計画特別相談事業を実施する。さらに、市町村における母子保健に係る施策について、既存の5事業と新規1事業を統合メニュー化を図り、体系を整え、その育成強化を図る。

エ 児童扶養手当、特別児童扶養手当、福祉手当等給付諸費

児童扶養手当について、手当月額を7,600円から19,500円に、特別児童扶養手当を20,300円から22,500円に、福祉手当を5,000円から5,500円に引き上げる。なお、それ

ぞれの手当額の改善期月は、修正により、52年8月からとされた。

また、児童手当制度については、各方面から種々の意見があり、かつ、現在、制度に関する意見等の調査結果を検討しているところでもあるので、当面、現状を維持することとし、手当月額5,000円にすえおき、所得制限は現行支給率を維持することとし限度額を51年4,645,000円を497万円に改める。

オ 社会福祉諸費及び母子福祉費

ボランティア活動について、その育成強化を図ることとし、県及び市町村の社会奉仕活動を一層進め、民生委員や社会福祉協議会の活動を推進するほか、新たに、日本ボランティア振興協議会を設置しボランティア活動の開発啓蒙、活動普及の中央組織として位置づけ組織的振興を促進する。

また、社会福祉事業振興会の貸付規模を51年度の222億円から245億円に増額する。

世帯更生資金、母子福祉資金及び寡婦福祉資金について充実することとし、それぞれ必要な貸付原資を確保する。

カ 社会福祉施設整備費及び措置費

施設整備については、老人ホームや精神薄弱者更生施設等の基準面積の増、建築単価の引上げ、都市型特別養護老人ホーム等新規施設の整備、門、囲障等補助対象範囲の拡大などの改善措置を講ずる。

また、措置費については、給食体制の整備その他所要の職員の増員や格付是正のほか、施設運営の安定を図るために庁費その他物件費等の改善を行い、入所者の処遇面では生活費等の引上げをはじめ重度加算制度の大幅な改善を図ることとしている。

(3) 社会保険費

社会保険費の内訳は、表9のとおりである。

なお、修正により、改善実施時期をそれぞれ繰り上げることとしている。修正増額は25,118,974千円、改予算額は3,406,237,392千円となった。年金関係の修正内容は次のとおり。

厚生年金 52年8月→52年6月

拠出制国民年金 52年9月→52年7月

福祉年金 52年10月→52年8月

ア 健康保険

政府管掌健康保険については、(i)52年8月から標準報酬等級の上限を32万円から38万円に引き上げ、(ii)52年6月から賞与の2%相当(折半負担であるので、被保険者分は1%)の特別保険料を臨時の措置として設け、

表9 社会保険費

	52年度	51年度
	千円	千円
社会保険国庫負担金	728,618,298	553,606,886
厚生保険特別会計へ繰入	712,069,020	541,340,957
健康保険国庫補助	313,362,350	249,244,712
日雇健康勘定財源	31,095,940	24,613,067
厚生年金保険給付費財源	325,429,071	226,174,694
業務取扱費財源	42,181,659	41,308,484
船員保険特別会計へ繰入	16,549,278	12,265,929
疾病部門国庫補助	600,000	600,000
失業部門給付費財源	1,724,142	1,292,851
年金部門給付費財源	13,291,892	9,483,304
業務取扱費財源	933,244	889,774
健康保険組合補助	3,790,701	3,263,224
事務費補助金	2,990,701	2,663,224
給付費臨時補助金	800,000	600,000
厚生年金基金等助成費	2,036,536	1,326,461
厚生年金基金等給付費補助金	1,851,246	1,154,291
厚生年金基金連合会事務費補助金	175,290	162,170
石炭鉱業年金基金事務費補助金	10,000	10,000
国民健康保険助成費	1,470,428,620	1,287,518,646
指導監査委託費	222,311	210,819
療養給付費補助金	1,151,603,207	1,008,838,409
助産費補助金	8,936,441	8,420,347
事務費補助金	52,943,657	49,277,145
保健婦及診療施設整備費補助金	4,577,643	3,751,595
国民健康保険団体連合会等補助金	1,208,544	1,088,544
国民健康保険組合臨時調整補助金	17,000,000	13,200,000
特別療養給付費補助金	0	12,800,000
財政調整交付金	139,136,817	121,631,787
臨時財政調整交付金	94,800,000	68,300,000
国民年金国庫負担金	1,082,647,170	901,201,160
農業者年金等実施費	22,120,431	15,003,888
農業者年金助成補助金	16,345,000	11,734,000
経営移譲年金給付費補助金	2,416,000	533,000
その他	3,359,431	2,736,888
児童手当国庫負担金	71,476,662	74,938,597
計	3,381,118,418	2,836,858,862

(iii)患者の一部負担について、初診時200円を700円に、入院時1日60円から200円に改め、(iv)高額療養費自己負担限度額を、長期療養者等の特定の者のすえおき措置を含め、39,000円から51,000円に改めるほか、(v)給付改善として、傷病手当金の支給期間を6ヵ月から1年6ヵ月に延長し、厚生年金の障害年金の支給開始時点とのすき間を生じないように改善する。

これに伴い、政府掌管健康保険に対する国庫補助については定率国庫補助 300,362 百万円のほか、臨時の措置として定額の国庫補助 13,000 百万円を計上している。

以上の制度改正により、政府掌管健康保険の52年度末累積赤字見込額 1,600 億円を解消することとしている。

また、組合管掌健康保険については、上記の制度改正は任意に委ねることとし、また、補助については収支状況の特に悪い組合に対する給付費臨時補助金を51年度に対し 2 億円増の 8 億円を計上している。

イ 国民健康保険

国民健康保険については、市町村及び国民健康保険組合の財政の健全化を図るための臨時の定額補助金として、臨時財政調整交付金 948 億円 (51年度 683 億円)、国民健康保険組合臨時調整補助金 170 億円 (51年度 132 億円) を計上している。

給付改善としては、助産費補助金の基準額を健康保険に横並びの 6 万円に引き上げる。

また、事務費補助金については、一般会計職員分の経費も補助に加え、市町村分の被保険者 1 人当たり単価を 1,148 円から 1,227 円 51 銭に引き上げる等により 529 億円余を計上している。

ウ 厚生年金及び国民年金

厚生年金保険及び拠出制国民年金については、51年度の全国消費者物価指数の上昇率 (9.4%) を基準として年金額を引き上げることとし、その改善実施時期については法定の時期よりも繰り上げ、厚生年金及び船員保険は 6 月、拠出制国民年金は 7 月に行うこととしている。

この物価スライド措置により、厚生年金のモデル年金 (28年加入) の水準は月額 98,325 円 (51年度 90,392 円)、拠出制国民年金のモデル年金 (25年加入・夫婦) の水準は月額 81,116 円 (51年度 75,000 円)、10年年金は 1 人月額 22,425 円 (51年度 20,500 円)、5 年年金は 1 人月額 16,408 円 (51年度 15,000 円) にそれぞれ引き上げられることとなる。

なお、拠出制国民年金の保険料は、52年 4 月より月額 1,400 円から 2,200 円に引き上げることとしている。

エ 福祉年金

国民年金のうち無拠出の福祉年金については、51年度の消費者物価指数の上昇率を上回る率の引上げを行うこととし、52年 6 月から、老齢福祉年金月額を 13,500 円から 15,000 円に、障害福祉年金 (1 級) 月額を 20,300 円から 22,500 円に、母子、準母子福祉年金月額を 17,600 円から 19,500 円に、それぞれ引き上げるとともに、支給月について、いわゆる「盆暮れ払い」を行うこととし、従来の

1, 5, 9 月支給を 4, 8, 12 月支給に切り替えることとしている。

なお、所得制限については、本人の場合、支給率を維持することとし、扶養義務者等の所得制限は 6 人世帯 876 万円をすえおくこととしている。

(4) 保健衛生対策費

保健衛生対策費の内訳は、表10のとおりである。

表 10 保健衛生対策費

	52 年 度	51 年 度
	千円	千円
(厚生省所管)		
結 核 医 療 費	60,594,248	62,823,098
精 神 衛 生 費	79,054,664	85,748,403
原 爆 障 害 対 策 費	42,204,714	35,215,527
保 健 衛 生 諸 費	46,175,458	38,494,403
保 健 所 費	24,390,886	22,248,343
成 人 病 予 防 対 策 費	1,426,808	1,296,059
疾 病 予 防 費	3,552,322	3,360,079
へ き 地 医 療 対 策 費	2,122,343	1,909,330
ら い 予 防 対 策 費	660,459	567,238
防 疫 業 務 委 託 費 等	924,304	869,278
環 境 衛 生 金 融 公 庫 補 給 金	4,081,274	3,078,391
医 療 金 融 公 庫 補 給 金	2,322,121	1,865,617
公 的 病 院 特 殊 診 療 部 門 運 営 費 等	2,003,150	1,433,700
救 急 医 療 対 策 費	3,410,166	353,075
血 液 対 策 推 進 費	988,268	1,207,412
そ の 他	293,357	305,881
保 健 衛 生 施 設 整 備 費	5,578,080	4,250,009
救 急 医 療 施 設 整 備 費	1,559,632	204,800
そ の 他	4,018,448	4,045,209
国立病院特別会計病院勘定へ繰入	19,308,508	13,799,559
経 営 費	17,363,297	12,396,980
施 設 費	1,945,211	1,402,579
国立病院特別会計療養所勘定へ繰入	49,144,506	36,275,889
経 営 費	47,452,508	34,609,757
施 設 費	1,691,998	1,666,132
国 立 ら い 療 養 所 費	17,828,243	15,998,347
検 疫 所 費	3,298,013	3,046,001
計	323,186,434	295,651,236
(総理府所管・沖縄開発庁)		
沖縄保健衛生等対策諸費	648,608	509,926
無 医 地 区 医 師 派 遣 費	60,995	58,292
公 的 医 療 機 関 等 施 設 整 備 費	587,613	451,634
合 計	323,835,042	296,161,162

なお、修正により、原爆被爆者手当等の改定実施時期を52年10月1日から52年8月1日に繰り上げるための経費を増しており、保健衛生対策費は 475,088 千円増の 324,310,130 千円となった。

ア 結核医療費及び精神衛生費

最近の実績等により、結核医療費については、命令入所患者等の医療費を51年度予算額に対し2,229百万円減額し、また、精神衛生対策費については、措置入院患者等の医療費を51年度予算額に対し6,693百万円を減額している。

イ 原爆障害対策費

被爆者の福祉向上のため、特別手当等各種手当の引上げ、所得制限の緩和、健康診断項目の充実改善を行う。なお、新規に、原爆小頭症患者についてそのおかれた特別の事情にかんがみ生活指導費を計上することとしている。

ウ 保健衛生諸費

(ア) 救急医療体制の飛躍的な体系的整備を進めることとし、施設整備費、国立病院特別会計を含め、51年度予算の約4倍に相当する10,170百万円を計上している。

対策の内容は、まず、救急医療体制について初期、二次及び三次の体制を整え、初期体制で救急患者の初動的な対応を行い、二次の体制で休日、夜間の重症患者の診療を担当し、三次の体制で命にかかわる重篤患者の診療に当ることとしている。具体的には、初期体制では、人口5万人以上の市に休日夜間急患センターを整備するほか、その他の市町村においては地域医師会の当番医制を定着させる。二次の体制はすべて新規であるが、全国の広域市町村圏単位に整備することとし、それぞれの地域の実情に応じ、病院群輪番制あるいは共同利用型病院を整えるほか、病院を単位として当直医をおく診療科協定を行う方式を設定する。三次は、救命救急センターを全国78ヵ所整備する。

次に、これら救急医療機関と搬送部門等を結び、医療機関の応需体制に関する情報を常時収集、提供する都道府県単位の広域救急医療情報センターを整備することとしている。

以上の整備は、いずれも、おおむね向う3ヵ年の計画で行う。

(イ) 国民の「死因順位の首位を占める循環器疾患を半減するための施策を展開することとし、6,252百万円の予算額を計上している。とくに、循環器疾患にかかる健康管理体制を整えることとし、従来の一次検診に加え、心電図、眼底検査を行う二次検診を新たに実施し、あわせて、検診後の保健指導を行う。また、国立病院特別会計において、循環器疾患に関する治療、研究及び研修にわたる総合的なナショナルセンターとして大阪の吹田市に国立循環器病センターを設置し、52年4月開設、同7

月から運転を開始することとなっている。

そのほか、慢性腎不全対策を推進するため新たに腎提供者等の登録検査を行う。難病対策としては、調査研究を進め治療費補助の対象疾患を拡充し、あわせて、国立病院特別会計において、進行性筋ジストロフィー、精神薄弱、脳性麻痺等精神、神経、筋の発達障害に起因する難治性疾患の総合的研究を行う神経センターを国立武蔵療養所（東京都小平市）に設置することとしている。また、予防接種対策として、事故救済給付の改善及び健康被害者に対する保健福祉関係事業を推進し、ジェット機時代における国際保健対策の強化のため特殊感染症診断班の設置、特殊病棟施設（東京都立荏原病院に20床設置）の整備を行うこととしている。

(ウ) ヘき地医療対策は、5ヵ年計画の三年次目として、ヘき地中核病院等の拡充を図る。また、日赤等公的四団体病院及び自治体病院に対する財政対策を拡充することとしている。

(エ) 看護婦等医療従事者の養成確保については、養成所の整備を進め、養成所運営費補助の拡充、修学資金制度の充実を行う。

処遇改善については、国立病院等特別会計において、国立病院・療養所に勤務する看護婦に対し夜間看護手当を51年度1,700円から1,900円に引き上げるとともに深夜通勤のための加算制度を創設することとしている。

資質向上のための施策の一環として、幹部教員等の養成及び教育方法等の調査研究を行う看護研修研究センターを医務局看護課の内部組織として52年4月から国立東京第2病院の敷地内に設置し運営することとしている。

(オ) 医薬品副作用被害者救済制度については、救済基金の創設を含む救済法の制定準備のため、専門委員会の運営経費その他各種調査費を計上している。

(5) 遺族及び留守家族等援護費

遺族及び留守家族等援護費の内訳は、表11のとおりである。

なお、修正により、恩給における措置に準じ、年金額改定の実施時期を52年6月から4月に繰り上げ、また、遺族年金等の最低保障額の引上げ等の改善措置について52年10月から8月に繰り上げるために必要な経費として、2,628,200千円を修正増している。

ア 引揚者等援護費

中国等からの引揚者について、円滑かつ短期間にわが国における社会生活に適合できるよう、指導、助言を行う引揚者生活指導員を新たに設置するなど251百万円を計上している。

表 11 遺族及び留守家族等援護費

	52 年 度	51 年 度
	千円	千円
引 揚 者 等 援 護 費	251,057	177,303
戦 傷 病 者 等 援 護 費	3,812,708	3,584,755
戦傷病者戦没者遺族等援護費	88,951,859	77,224,069
遺 族 年 金	58,751,913	51,574,521
遺 族 給 与 金	23,574,634	19,817,842
障 害 年 金	6,269,483	5,531,360
そ の 他	355,829	300,346
特 別 給 付 金 等 支 給 費	339,846	396,240
戦傷病者等無賃乗車船負担金	435,527	379,709
計	93,790,997	81,762,076

イ 戦傷病者特別援護費

戦傷病者に対する医療費の支給、療養手当を51年度11,000円(月額)を12,400円に引き上げ、遺族に対する葬祭費を51年度44,000円を62,000円に引き上げるほか、戦傷病者のおかれている特別の状態にかんがみ、新たに第3目症、第4目症の戦傷病者を国鉄無賃乗車船取扱の範囲に加えるなどの措置を行うこととし、3,791百万円を計上している。

ウ 戦傷病者戦没者遺族等援護費

恩給関連の改善事項としては、障害年金、遺族年金等を増額することとし、52年4月から7%のアップ、52年8月から最低保障額を遺族年金について720,000円に、障害年金(第1項症)について2,736,000円に引き上げ、扶養加給についてたとえば配偶者の場合51年度の72,000円から84,000円に増額し、また、障害年金等(款症)の勤務関連傷病受給者が平病死した場合、遺族年金等を支給することを内容とする支給対象範囲の拡大措置を行うこととしている。

遺族援護法関係の改善事項としては、遺族一時金支給対象者に一時金にかえて遺族年金等を支給する措置を行うこととしている。

エ 特別給付金等支給費

戦没者の妻、戦傷病者等の妻及び戦没者の父母等に対する特別給付金(国債)の支給に要する諸経費並びに戦没者の遺族等に対する特別弔慰金(国債)を(ア)戦没者と死亡の当時生計関係のあった三親等の親族及び(イ)満州事変以後日華事変前の傷病により死亡した軍人の遺族を対象に支給に要する経費を計上している。

(6) 環境衛生施設整備費

環境衛生施設整備費の内訳は、次のとおりである。

	(52年度)	(51年度)
	千円	千円
簡易水道等施設整備費	15,943,615	13,104,303
水道水源開発等施設整備費	39,157,092	30,092,848
廃棄物処理施設整備費	34,253,981	27,379,102
計	89,354,688	70,576,253

ア 簡易水道等施設整備費

農山漁村における水道未普及地域を解消するため、簡易水道施設の整備に要する経費に対し、補助内容の改善等助成の強化を行うこととしている。すなわち、従来、財政力指数0.3以下の市町村については補助率を3分の1とし、1人当り管延長が8メートル以上の立地条件が悪い場合に10分の4としていたが、これを改め、7メートル以上の場合から10分の4としようとしている。また、財政力指数0.31以上の市町村については補助率を4分の1とし、1人当り管延長が8メートル以上の場合に3分の1としていたが、これを改め、6メートル以上20メートル未満を3分の1、20メートル以上を10分の4としようとしている。

イ 水道水源開発等施設整備費

水道用水の需要の急増に伴う各地の水不足を解消し、長期安定的な水源を確保するため、ダム等の建設に対する助成を推進するほか、水の効率的利用、重複投資の排除、施設の合理的配置、経営の能率化を図るため、水道の広域化を促進する。とくに、コストの高い整備については大臣承認を行い補助率を3分の1に引き上げる特定事業を設定することとし、新規事業6件、継続事業3件を対象とすることとしている。

ウ 廃棄物処理施設整備費

廃棄物処理施設については、し尿及びごみの排出量の増大とごみ質の多様化に対処して処理施設の整備を図るための助成を強化しようとしている。とくに、補助単価を大幅に引き上げることとし、し尿処理施設について60%増のキロリットル当り8,165千円、ごみ処理施設について20%増のトン当り10,175千円とすることとしている。

4 厚生省所管特別会計の概要

(1) 厚生保険特別会計

この会計は、「健康保険法」、「日雇労働者健康保険法」及び「厚生年金保険法」に基づき、被保険者に対する療養給付、年金給付その他の給付を行うことによって、労働者の福祉の向上を図るとともに、「児童手当法」に基づく児童手当に関する経理を行うために設けられたもの

である。

52年度予算においては、健康勘定 2,691,514,329 千円、日雇健康勘定 403,744,334 千円、年金勘定で歳入予算 5,129,589,643 千円、歳出予算 2,323,609,780 千円、児童手当勘定 132,852,588 千円、業務勘定 146,815,413 千円の規模となっており、一般会計から 788,098,382 千円を繰り入れることとしている。

(2) 船員保険特別会計

この会計は、「船員保険法」に基づき、被保険者等に対する療養給付、年金給付、失業給付、その他の給付を行うことによって、船員の福祉の向上を図るために設けられたものである。

52年度予算においては、一般会計から 16,728,604 千円の繰入れを行い、歳入予算 192,543,838 千円、歳出予算 166,068,498 千円を計上している。

(3) 国立病院特別会計

この会計は、国立病院及び国立がんセンター並びに国立療養所の円滑な運営とその経理の適正を図るために設けられたものである。なお、52年度から国立循環器病センターの経理を病院勘定に加えることとしている。

52年度予算においては、一般会計から 68,453,014 千円の繰入れを行い、病院勘定 187,280,842 千円、療養所勘定 178,215,572 千円を計上している。

(4) あへん特別会計

この会計は、「あへん法」により国に専属するあへの輸入、輸出、買取り及び売渡しの事業を円滑に運営し、その経理を明確にするために設けられたものである。

52年度予算においては、1,388,068 千円を計上している。

(5) 国民年金特別会計

この会計は、「国民年金法」に基づき、国民の老齢、廃疾または死亡に関して必要な年金の給付等を行うことにより、健全な国民生活の維持及び向上に寄与するために設けられたものである。

52年度予算においては、一般会計から 1,102,955,916 千円の繰入れを行い、国民年金勘定 1,166,013,834 千円、福祉年金勘定 788,387,695 千円及び業務勘定 465,033,151 千円を計上している。

5 財政投融資計画

52年度財政投融資計画のうち厚生省に関係のあるものは、おおよそ次のとおりである。

(1) 財政投融資計画の基本的考え方

52年度の財政投融資計画の策定に当たっては、物価の安

定に努めつつ景気の着実な回復を図り、安定成長路線への円滑な移行を達成するため、その規模を経済の動向に即した適度なものとすることとし、総額 125,382 億円としている。これは、51年度当初計画額 106,190 億円に対し 19,192 億円 (18.1%) の増加となっている。

52年度財政投融資計画の資金配分については、住宅、中小企業金融等国民生活の向上と福祉の充実に資する分野に対し重点的に配慮している。財政投融資計画の使途別分類表は表12のとおりであるが、上記のような配慮の結果、同表中(1)～(6)の項目に計上されている国民生活に密着した分野に対する資金配分の割合は、68.1%となっている。

表 12 財政計画使途別分類表

(単位: 億円, %)

区 分	52 年 度			51年度
	金 額	伸 率	構成比	構成比
(1) 住 宅	30,427	26.1	24.3	22.7
(2) 生活環境整備	18,366	9.0	14.7	15.9
(3) 厚生福祉	4,120	5.9	3.3	3.7
(4) 文 教	5,285	105.3	4.2	2.4
(5) 中 小 企 業	20,987	19.2	16.7	16.6
(6) 農 林 漁 業	6,168	19.7	4.9	4.8
(1)～(6) 小 計	85,353	21.6	68.1	66.1
(7) 国土保全・災害復興	1,407	25.4	1.1	1.1
(8) 道 路	8,906	10.6	7.1	7.6
(9) 運 輸 通 信	12,915	6.5	10.3	11.4
(10) 地 域 開 発	3,500	16.7	2.8	2.8
(7)～(10) 小 計	26,728	10.0	21.3	22.9
(11) 基 幹 産 業	3,471	15.9	2.8	2.8
(12) 貿易・経済協力	9,830	13.2	7.8	8.2
合 計	125,382	18.1	100.0	100.0

(2) 厚生省関係重要施策

ア 生活環境施設整備については、健康で豊かな国民生活の実現を図るため、上下水道等日常生活に密着した生活環境施設の整備、公害対策等を中心に、51年度計画額に対し 1,514 億円 (9.0%) 増の 18,366 億円の財政投融資を予定している。

なお、地方債計画の策定に当たっては、上下水道、一般廃棄物処理施設、公園等の整備のための起債に重点的に配慮することとしている。

イ 厚生福祉については、51年度計画額に対し 230 億円 (5.9%) 増の 4,120 億円の財政投融資を予定している。国立病院特別会計について、救命救急医療対策、難病対策等の特別施設整備事業の拡充を図ることとし、51年度計画額に対し 54 億円 (22.4%) 増の 295 億円を予定

表 13 昭和52年度年金積立金還元融資資金計画 (予定)

(単位: 億円)

区 分	昭和51年度	昭和52年度	対前年度伸率 (%)	備 考
還元融資資金総額	8,330	9,600	15.2	
年金福祉事業団	2,114	2,420	14.5	
住宅(社宅, 分譲住宅)	635	588	△ 7.4	
療養施設	89	136	52.8	
厚生福祉施設	190	204	7.4	
被保険者住宅資金貸付	819	1,302	59.0	
大規模年金保養基地	121	45	△ 62.8	
年金担保資金貸付	260	145	△ 44.2	
特別地庁債	5,351	6,206	16.0	
住宅	247	247	0	
(賃貸住宅)	63	63	0	
(老人居室資金貸付)	36	40	11.1	
(水洗便所改造資金貸付)	148	144	△ 2.7	
病院	920	1,033	12.3	
厚生福祉施設	1,110	1,160	4.5	
(1) 社会福祉施設等	880	910	3.4	
(2) レクリエーション・スポーツ施設	230	250	8.7	
一般廃棄物処理	1,240	1,715	38.3	
簡易水道	330	360	9.1	
小計	3,847	4,515	17.4	
産業廃棄物処理	10	10	0	
同和対策	600	784	30.7	
下水	678	691	1.9	
上水	216	206	△ 4.6	
小計	1,504	1,691	12.4	
その他の	865	974	12.6	
医療金融公庫	320	376	17.5	
社会福祉事業振興会	219	237	8.2	
国立病院特別会計	241	295	22.4	
公害防止事業団	85	66	△ 22.4	

左記4事業は、一般地方債に掲げ
られている事業でここには還元融
資資金充当分のみを再掲してある。

還元融資資金充当 1/2

還元融資資金充当 1/10

(注) 「社会福祉施設等」には、と畜場を含む。

するほか、年金福祉事業団、地方公共団体等の行う厚生福祉関係事業の充実に配慮している。

ウ 52年度のいわゆる還元融資については、9,600億円を予定しており、その融資計画は表13のとおりであり、年金福祉事業団等の還元融資対象機関に配分することとしている。また、表12の用途別分類表においては、年金資金等(厚生年金、船員保険及び国家公務員共済組合の預託増加見込額)28,810億円を同表の(1)～(6)の項目に85%、(7)～(10)の項目に15%配分することとしている。

エ 52年度における公庫及び事業団所管の貸付事業の貸付条件について、次のような改善を図ることを予定している。

○年金福祉事業団

(1)貸付限度額の引上げ

ア. 被保険者住宅資金

厚生年金保険、船員保険

被保険者期間

5～10年 250万円→300万円(50万円アップ)

10～15年 350万円→400万円(")

15～20年 400万円→400万円(据置き)

20年以上 450万円→450万円(据置き)

国民年金

被保険者期間 5年以上 150→200万円

イ. 年金担保 70万円 → 100万円

(2)既存(中古)住宅購入資金の融資範囲の拡大

建築後の経過年数 5~10年→3~10年

○医療金融公庫

(1)限度額の引上げ

ア. 新築, 増改築資金

40床以下 1億円 → 1億3,000万円

41床以上 1億5,000万円→1億8,000万円

イ. 機械購入資金

40床以下 1,000万円	}	40床以下	1,000万円
41床以上120床未満		41~80床以下	2,000万円
病床数×25万円		81床以上	3,000万円
120床以上 3,000万円			

(2)職員宿舎の標準面積の引上げ

63m² (耐火69.3m²) → 68m² (耐火74.8m²)

○環境衛生金融公庫

(1)貸付条件の改善

ア. 特別利率適用設備の範囲の拡大

給排水衛生設備(水洗化のみ)→水洗化及び水洗便所を有する場合

イ. 独立開業設備資金

貸付を受けられない範囲 3親等→2親等

ウ. 市街地再開発整備事業の貸付

基準金利 年8.9%→年8.5%

エ. 小企業設備改善資金特別貸付の条件改善

貸付限度額 200万円以内→250万円以内

償還期限 3年以内 → 3年6ヵ月以内

(2)公衆浴場確保特別対策

基幹設備 年7.5%→年7.0%

(4年目以降7.2%)

(52. 4. 8 記)

執筆 者 紹 介 (執筆順)

馬場	啓之助	社会保障研究所長
庭田	範 秋	慶応義塾大学教授
角 田	豊	同志社大学教授
村 山	牙 子	
都 村	敦 子	社会保障研究所研究員
城 戸	喜 子	社会保障研究所研究員
大 本	圭 野	社会保障研究所研究員
名 嶋	和 子	慶応義塾大学大学院
三 浦	文 夫	社会保障研究所研究第三部長
岡 光	序 治	厚生省大臣官房会計課課長補佐

次 号 (Vol. 13, No. 2) 予 告

研究の窓	福 武 直
論 文	川 口 弘
"	小 林 迪 夫
"	深 谷 昌 弘
"	京 極 高 宣
"	杉 森 創 吉
"	地 主 重 美
研究ノート	山 崎 泰 彦
"	三 重 野 卓
社会保障統計・研究会抄録ほか	